

海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子
(資源・エネルギーの確保・開発の促進)

1. 借入人：我が国の法人等、我が国の法人等が出資する外国法人等
2. 対象案件：資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件。但し、輸入金融については、日本企業の海外展開を伴わない案件を除く。
3. 通貨：原則米ドル、ユーロ又は円。その他通貨については個別に検討。
4. 融資割合：融資総額全体の7割以下（国内貸については6割以下）
5. 適用金利：ベース金利に与信先の信用力見合いのプレミアムを上乗せ（円貨貸付の場合、[円貨建下限金利](#)を下回らないものとする）。
6. 融資承諾期限：なし
7. 貸出実行期限：融資承諾日より2年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定

以 上